

2020年4月23日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田 俊道

大阪府
知事 吉村 洋文 様
大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行 様

新型コロナウイルス感染症に関する非常勤職員の服務取扱への要求書

2020年4月7日の「緊急事態宣言」発令後、大阪府では4月14日になってやっと在宅勤務の実施について通知されたが、その対象者は原則非常勤職員を除くとされている。また、出勤者数の抑制について具体的な数値、指示がなされていない状況であり、その判断は各学校、教職員に任されたものとなっている。そのため「緊急事態宣言」が要請する出勤者数を最低7割減らすことができているのかわからない状況が続いている。

大阪教育合同労働組合は、現在の感染リスク拡大予防のために非常勤職員の服務取扱いについて次のことを要求する。

1. 非常勤職員にもすみやかに在宅勤務を認め、通勤・校内勤務を制限すること。
2. 在宅勤務を認めない場合においては、月額報酬払いを行い非常勤職員が学校再開後に当該報酬分を勤務する制度の導入を検討すること。
3. 夏期休暇の取得要件を緩和すること。
4. 非常勤講師の勤務日を振替る場合、学校再開後の勤務について早期にその案を提示し、非常勤講師の同意を持って振替ることを指示すること。

以上